

白石市職員の倫理保持について

白石市では、令和7年12月に白石市職員倫理規程を制定しました。市職員が利害関係者である事業者等の皆様から次の行為を受けることの禁止等を徹底します。

禁止となる行為

①金銭・物品等の贈与を受けること

- × せん別や祝儀などの名目、金額の多寡にかかわらず、受け取ることを原則禁止します。
- 宣伝用物品等を受領することは禁止しません。

②金品の貸付けを受けること

- × 金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、禁止します。

③無償で物品等の貸付けを受けること

- 職務で訪問した際の物品（文房具、ヘルメットなど）を利用することは禁止しません。

④無償でサービスの提供を受けること

- × タクシーなどで特別に送ってもらうことを禁止します。

⑤未公開株式を譲り受けること

- × 有償・無償を問わず禁止します。

⑥供応接待を受けること

- × 飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることを禁止します。
- 会議で提供される簡素な飲食物や茶菓は禁止しません。

⑦遊技、ゴルフ、旅行をすること

- × 職員が自分の費用を負担する場合でも禁止します。
- 職務のために必要な範囲で共に旅行することは禁止しません。

⑧第三者に上記の行為をさせること

- × 利害関係者に要求して、自分の親族等に贈り物を要求することなどが該当します。

※上記の禁止行為でも、私的な関係がある場合で市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合に限り、例外として認められる場合があります。

届出等が必要となる行為

①自己負担で飲食すること

- 自己負担額が1万円を超える飲食を行う場合は事前届出が必要です。

②有償で講演等を行うこと

- 事前承認が必要です。

利害関係者とは…当該職員の職務遂行により直接に利益又は不利益を受ける皆様

「許認可の相手方」「補助金交付の相手方」「立入検査等の相手方」「不利益処分の相手方」「行政指導の相手方」「契約の相手方」「指定管理の指定の相手方」など

利害関係者以外の事業者等については、禁止行為の①～⑦が認められます。ただし、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする場合など、社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けることは禁止します。